

## 消費税輸出取引免税の要件

輸出免税を受けるには、その取引が輸出取引であることを証明する必要があります。輸出取引の種類に応じて、輸出許可書、税関長の証明書、または輸出を示す帳簿や書類を整理し、納税地に7年間保存しなければなりません。

区分 (上記「免税される輸出取引の範囲」における取引)	保存すべき証明書類等
(1)のうち輸出の許可を受ける貨物の場合	輸出許可書 (税関長が証明した書類)
(1)のうち郵便物として輸出する場合 (当該資産価額(注1)が20万円超のとき)	輸出許可書 (税関長が証明した書類)
(1)のうち郵便物として輸出する場合 (当該資産価額(注1)が20万円以下で、小包郵便物(注2)またはEMS郵便物(注2)のとき)	日本郵便株式会社から交付を受けた当該郵便物の引受けを証する書類および発送伝票等の控え(以下の事項が記載されたもの) イ 輸出した事業者の氏名又は名称及び住所等 ロ 品名並びに品名ごとの数量及び価額 ハ 受取人の氏名又は名称及び住所等 ニ 日本郵便株式会社による引受けの年月日
(1)のうち郵便物として輸出する場合 (当該資産価額(注1)が20万円以下で、通常郵便物(注2)のとき)	日本郵便株式会社から交付を受けた当該郵便物の引受けを証する書類(品名並びに品名ごとの数量及び価額を追記したもの)
(2)の取引の場合	帳簿または書類で一定事項が記載されたもの
(3)、(4)の取引の場合	契約書その他の書類で一定事項が記載されたもの

- (1) 国内からの輸出として行われる資産の譲渡または貸付け
- (2) 国内と国外との間の通信または郵便もしくは信書便
- (3) 非居住者(注)に対する鉱業権、工業所有権、著作権、営業権等の無体財産権の譲渡または貸付け
- (4) 非居住者(注)に対する役務の提供

(注1) この輸出する場合の資産価額とは、FOB 価格(※)であり、原則として当該郵便物の現実の決済金額(例えば、輸出品品の販売金額)となります。輸出の時点における資産価額が20万円を超えるかどうかの判定は、原則として郵便物1個当たりの価額によります。例えば、郵便物を同一受取人に2個以上に分けて差し出す場合には、それらの資産価額の合計額により判定します。

※FOB (Free on Board) 価格とは、インコタームズ(国際貿易取引条件)のひとつで本船渡し条件の価額をいいます。

(注2) 万国郵便条約第一条に規定する「小包郵便物」「EMS 郵便物」「通常郵便物」をいいます。

### 【注意点】

- 金額20万超(大額申告): 輸出許可書又は税関の輸出証明書(大額輸出許可書)
- 金額20万以下(少額申告): 日本郵政株式会社より交付を受けた「郵便物の引受証」及び「発送伝票の控え」等の保存(令和4年改正)、日本郵政株式会社以外の運送業者の場合は少額輸出許可書が必要です。

出典元: [No. 6551 輸出取引の免税 | 国税庁 \(nta.go.jp\)](#)

詳しくは税理士法人マイツ 担当者まで

【大阪】06-6374-5753 【京都】075-341-7000 【東京】03-6261-5308

<https://www.myts.co.jp>